

【訪問介護重要事項説明書】

1. ふれあい多摩ヘルパーステーション訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域（多摩市以外の方でもご希望の方はご相談下さい）

事業所名	ふれあい多摩ヘルパーステーション
所在地	東京都多摩市落合 3-9-1 1階
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 (東京都 1375000120 号) ・居宅介護支援 (東京都 1375000120 号) ・訪問看護 (東京都 1367195167 号) ・福祉用具貸与 (東京都 1375000492 号) ・通所介護 百草 (東京都 1373502572 号) ・通所介護 諏訪 (東京都 1375000948 号) ・通所介護 聖蹟桜ヶ丘 (東京都 1375001607 号) ・通所介護 青木葉 (東京都 1375001516 号)
サービスを提供する地域*	多摩市

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理・苦情担当	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	0名	業務管理	2名
事務職員		0名	1名	事務・経理	1名
従事者	介護福祉士	0名	10名	訪問介護員	10名
	実務研修修了者(ヘルパー1級)	0名	1名	訪問介護員	1名
	初任者研修修了者(ヘルパー2級)	0名	6名	訪問介護員	6名

(3) サービスの提供時間帯 *時間帯により料金が異なります

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	○	○	△	相談	
土・日・祭日	○	○	△	相談	

2. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助－食事摂取時の介助、観察、摂取量の確認
- ・入浴介助－ご家庭内の入浴設備を利用して入浴介助します
- ・排泄介助－オムツ、ポータブルトイレの介助や、誘導、自立への介助
- ・清拭－洗髪、身体の清拭、口腔清潔、洗顔、爪きり（医療行為を伴わない場合）、整髪等の介助
- ・体位変換－状態に応じ時間毎に体位交換、車いすへの移乗の介助
- ・外出介助－介護保険制度で認められる範囲の外出の介助等

(2) 生活援助

- ・買い物－必要な買い物を援助します ・洗濯－洗濯の援助をします等
- ・調理－状態に合わせた食事調理の援助をします ・掃除－室内の掃除をします

(3) その他のサービス

- ・介護相談－生活、身上、介護に関する相談や助言・住宅改修・福祉用具等

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として【基本料金表】(別紙料金表参照)の1割負担、2割負担又は3割負担です。(実際の請求額とは計算上、若干の誤差が生じる場合があります)。ただし、保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

- ① 急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 042-371-4746)

ご利用前日の18時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用前日の18時以降、当日までにご連絡いただいた場合	一律 ￥1,200
訪問時の不在、当日までに連絡がなく訪問時に中止となった場合	一律 ￥1,500

- ② 訪問介護員が訪問した際、サービス提供場所(居宅)にご利用者が不在だった場合、訪問介護員はサービス提供責任者を通してご家族に連絡をすると共に、周辺の様子を確認しながらサービス提供場所(屋外)又はその付近にて15分を目処に待機します。
- ③ ご利用者がサービス提供場所(居宅)に来る事ができない場合は、左記キャンセル料が発生します。ご利用者が不在の場合は、規定により訪問介護員だけでサービス提供場所に入り、サービスを提供する事はできません。また、ご利用者がサービス提供場所(居宅)に来る事ができた場合は、サービス提供の予定終了時刻まで訪問介護を提供します。

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 訪問介護員等が使用するお客様の医療機器や家電等について、通常の使用方法又はご家族、関係者の指示による使用により故障、破損した場合責任は負えません。
- ③ 料金のお支払方法
- 毎月、15日までに前月分の請求をいたします。
- 料金の合計額を26日までに口座にご用意頂き、27日に口座より引き落としさせていただきます。
- (27日が金融機関休日にあたる場合は翌営業日となります)
- お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

私たちは「その人らしい生活」を送るための「+αの介護」をします。

(2) サービスの利用について

ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施	有	年7回 研修会を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
第三者評価の実施の有無	無	※有の場合
		実施した直近の年月日： 年 月 日
		実施した評価機関の名称：
		評価結果の開示状況：

5. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

6. 事故発生時の対応

訪問介護サービスの提供中に事故等が発生した場合、家族、医師や市町村等必要な機関へ連絡を取り、速やかに必要な措置をします。当社の訪問介護サービスは介護保険事業者総合保険（あいおい損保）に加入しています。

7. サービス内容に関する苦情

当事業者が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、次の専用窓口まで遠慮なくお申し出ください。

ご利用者ご相談窓口 在宅部門責任者 佐藤 健一	ご利用時間	平日	9：00～17：00
	ご利用方法	電話	042-371-4746
		面接	多摩市落合 3-9-1 1F
多摩市 介護保険課	ご利用時間	平日	8：30～17：00
	ご利用方法	電話	042-338-6901
東京都国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	9：00～17：00
	ご利用方法	電話	03-6238-0177

8. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社シルバーアシスト
代表者役職・氏名 代表取締役 柳澤 美穂
所在地・電話番号 東京都多摩市落合 3-9-1 1階 042-371-4746

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物（金銭等含み）や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

10. 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	佐藤 健一
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都多摩市落合 3-9-1 小山ハイツ 1階
名称 ふれあい多摩ヘルパーステーション
説明者 所属 居宅訪問介護事業
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

代筆者（本人に代わり代筆する場合）

住所

氏名

本人との関係